

別表1 (補助事業の要件)

事業種目	内容
みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築支援	<p>県内の森林由来の未利用間伐材等の利用促進・地産地消を推進するため、地域における素材生産者、木質バイオマス利用施設を管理・運営する者による効率的な燃料調達の実証や関係者の合意形成等の木質バイオマス利活用に向けた取組であること。</p> <p>ただし、事業年度の前年度に本事業を実施している場合は、事業年度の事業は会議等を除き、前年度と異なる取組を実施するものとする。</p>
木質バイオマス供給システム支援	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこととし、伐根等未利用間伐材等の集材に努めることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象とする未利用間伐材等については、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（林野庁）」における区分のうち「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス（製材等残材を除く森林由来のものに限る）」に該当するもの。</li> <li>2 木質バイオマスの安定取引協定等に基づき、県内の森林由来の未利用間伐材等を木質バイオマス利用施設（発電・熱利用施設等）に供給する者又は供給されることが確実な者。</li> </ol>

別表2（補助事業者の要件）

事業種目	内容
共通	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当するものでないこと。</li> <li>2 本要綱施行時から第4の交付申請書提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。</li> <li>3 宮城県の県税を滞納していないこと。</li> <li>4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。</li> <li>5 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力又はこれに類似する企業・団体・個人等である者でないこと。</li> </ol>
みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築支援	<p>県内に所在する下記1～3を含む複数の法人等からなる団体等（規約等の定めがある者に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林経営管理法第36条の民間事業者又は宮城県育成経営体等</li> <li>2 木質バイオマス燃料を加工する法人等</li> <li>3 木質バイオマス利用施設を所有する法人並びに所有することを検討する法人等</li> </ol>
木質バイオマス供給システム支援	<p>県内に所在する森林経営管理法第36条の民間事業者又は宮城県育成経営体等であって、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づき、各由来証明を発行できる者。</p> <p>ただし、令和5年度以降、事業年度の前年度に本事業を実施している者は、事業年度の翌年度以降は補助事業者に該当しないものとする。</p>

別表3 (補助率等)

事業種目及び事業内容		補助対象経費	補助率等
みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築支援  木質バイオマスの地産地消並びに利用促進のための調査研究、研修会等の各種会議並びに現地検討等		左記事業の実施に係る以下の経費  ただし、食糧費、事務所の賃借料など経常的運営に要する経費並びに設備設置等に対する経費は、補助対象経費とならないものとする。  〔賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費〕	1/2 以内  (上限：2,000 千円以内)
木質バイオマス供給システム支援	①：針葉樹供給システム支援	県産の未利用間伐材等を山土場等で搬出・造材・仕分け・積み込み等し、木質バイオマス利用施設（発電・熱利用施設等）へ効率的に供給するために要する経費	①：1/2 以内  (上限：2,000 円/m <sup>3</sup> 以内)
	②：広葉樹供給システム支援		②：1/2 以内  (上限：3,000 円/m <sup>3</sup> 以内)

補助対象経費

区 分	内 容
賃 金	事業を推進するために必要な賃金とする。
謝 金	事業を推進するために開催する会議等に出席する講師等への謝金とする。
旅 費	事業を推進するために必要な旅費とする。
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕費等とする。
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料等とする。
委託料	資料作成、調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（汎用性のあるものを除く）とする。
原材料費	研修会等に必要な原材料費とする。